

国家戦略特区等提案検討要請回答(令和7年度提案)

番号	分野	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	提案概要 (事業の構想・計画)	事業の必要性・背景や 期待される効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容・根拠法令	実現するために求めたい規制改革 の内容、当該規制改革によって生 じうる懸念の有無や代替措置	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再意見に 対する回答
1	創業	北海道・札幌市	データセンター REITの促進に 関する提案	データセンターREITの対 象不動産にデータセン ターの電源設備や空調設 備等が含まれることを明 確化	・データセンター投資には巨額の初期投資が 必要であり、投資資金の調達が課題 ・投資資金の流動性を高め、新たな設備投資 を促すにはREITの積極的な活用が有効 ・不動産に電源設備や空調設備等を組み込む ことで、REITの組成が促され、データセンター 向けの投資拡大と集積を見込む	・投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項 ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第 3項	・データセンターREITの対象不動産 にデータセンターの電源設備や空 調設備等が含まれるか明確になっ ていないことから、対象不動産に含 める解釈の明確化	金融庁	ご提案を踏まえ、データセンター関連設備(電源設備、空調設備等) のうち一定の設置態様のものについて、投資法人の主たる投資対象 である不動産に該当することを明確化するため、「投資法人に関する Q&A」を改訂(問2を追加)し、公表いたしました。	—	—	—
2	産業・エ ネルギー	群馬用木土地改 良区(県央赤城土 地改良区連合)	水力発電用水 管の道路占用	提案主体である群馬用木 土地改良区(県央赤城土 地改良区連合)が事業主 体となって県道の道路占 用許可(縦断的に埋設)を 受け、水力発電用水管を 県道内に埋設し、農業用 水を利用した水力発電を 実施する。	群馬用木土地改良区では揚水ポンプ等に年 間600万KWの電気を使用している。 土地改良区が管理する農業用水を利用した水 力発電を実施することにより、再生可能エネ ルギーに転換し、CO2の削減による環境保全や 環境教育の場の提供、土地改良区運営費の 削減等を図りたい。	・道路法32条第1項 ・県道を管理する群馬県前橋土木事務所及び同県道 路管理課と協議を重ねたが、「群馬県道路占用許可基 準」により発電用水管の道路占用(縦断的に埋設)は許 可できないとのこと、ただし、国の通知(国道利第43号 令和4年3月25日「水力発電用の水管の道路占用の 取扱いについて」)に基づいて、発電事業者が実施する 場合は許可できるとのことである。 ・土地改良区は発電事業者となれないため許可されな い。	・土地改良区は農業水利施設の適 切な保全、管理をととして農業用水 を供給し、水稻等の農産物の安定 供給を担う土地改良法に基づく公 益団体がである。 その土地改良区が申請する水力発 電用水管の道路占用(縦断的な埋 設)を発電事業者同様に許可する。 ・群馬県(県道路管理課)は、国か らの通知があれば道路占用を許可 し、県道埋設を認めるとのこと。	国土交通省	本物件は道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可の対象物 件である。 本来、水管は水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の 用に供するものに限り占用の特例(いわゆる義務占用)を認めていた ところ、ご指摘の通知(国道利第43号令和4年3月25日「水力発電 用の水管の道路占用の取扱いについて」)は、発電事業者が発電事 業の用に供するために設置する水管という新たな水管を用いたイン フラ事業が浸透してきたことを踏まえ、このような水管についても占用の 特例を適用する運用について通知したものである。 なお、上記事業の用に供する導管以外の導管であっても、道路管理 者は道路法第33条の占用許可基準を満たすことが確認できれば占 用許可を与えることができ、新たな通知がなくとも、各道路管理者に おいて占用許可の可否の判断を行い、占用許可を行うこともあり得 る。 また、県道における占用許可は自治事務であり、県に判断権限があ るため、県の基準に基づき判断する必要がある。国としては当該判断 について指示する立場になく、提案には対応できない。	—	—	—
3	観光	福岡市	デジタル技術 の活用に向け た規制緩和	ホテルの客室に設置する 電話として、宿泊客のス マートフォンなどを活用 する新たなシステムを使 可能とする。	・ホテルのWi-Fiと客室に設置した二次元コード を活用し、宿泊客のスマートフォン等モバイル 端末からフロント等に通話が可能となるシス テムが開発されている。 ・本システムを活用することで、ホテル運営者 においては電話機の導入・メンテナンスにか かるコスト等を削減できるほか、宿泊客にと ても、自身の端末で通話が可能となるため、衛生面 で安心して使用できる。	・「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成 12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛 生局長通知)別添3「旅館業における衛生等管理要 領」 「Ⅱ 施設設備 第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準 32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うた め客室と玄関帳場又はフロント及び事務室の間には、 電話等所要の設備を必要に応じて備え付けることが望 ましいこと。」	・宿泊客のモバイル端末を活用する システムについても、電話等の設備 と同様に認める。	厚生労働省	ご指摘の「「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成12 年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)別添3 「旅館業における衛生等管理要領」において、「電話等所用の設備を 必要に応じて備え付けることが望ましいこと」としているところ、ご提案 の「モバイル端末を活用するシステム」の可否については国として制 限しておらず、旅館業の許可権限を有する地方公共団体において判 断すべき事項であり、福岡市において差し支えないと判断されればそ の活用が可能なことから、お尋ねの通知の改正は考えていない。	—	—	—
4	近未来技 術	・長崎県 ・電通総研 ・電通九州 ・エアロネクスト ・NEXT DELIVERY	ドローン配送の 事業化に向け た30mルール の緩和による グランドリス クの低減	航空法第132条の86第2 項第3号及び同法施行規 則第236条の79の規定に よる「30mルール」(人・物 件との距離制限)を緩和 し、遠隔運航の状態(現 地無人)でドローンが運航 できるエリアを拡大する ことで、ドローン配送の実用 化促進を目指す。本提案 では、簡易に導入ができ る地上設備の安全技術 (周辺監視設備・通信冗 長化・精密着陸)を活用 し、第三者の安全を確保 した上で、規制改革を 実現することを提言する。ま ずは中山間地域で実装 し、将来的にレベル4エ リアに展開を行う。	現行の「30mルール」(人・物件との距離制限) は、ドローンによる軒先配送の障壁となってい る。中山間地域だけでなく、都市部での飛行に あたっては、事業化の支障となるおそれが高い。 「30mルール」の緩和により、ラストワンマイル の物流において、新スマート物流(陸送・トラッ ク配送×空送・ドローン配送)の仕組みを取り 入れ、配送を効率化・省人化することで、持続 可能な物流網の構築が期待される。	○航空法第132条の86第2項第3号・航空法施行規則第 236条の79 ・無人航空機については、地上の人又は物件(建物や 車両など)との間に30m以上の距離を保って飛行させ ることが義務付けられている。	特定の離発着地点において、地上 設備(カメラ・通信設備)を設置し、 周囲の安全を確認できる場合など に当たっては、航空法第132条の86 第2項第3号及び同法施行規則第 236条の79の規定による「30mル ール」(人・物件との距離制限)を緩和 することを可能とする。 なお、現行においても、例外として、 国土交通大臣の許可・承認を得た 場合は、この距離制限を超えて飛 行可能であり(同法第132条の86第 3項)、同法施行規則第236条の81 において、30m未満の距離で飛行 する場合の許可申請手続きや、安 全対策の基準を定めているが、現 時点では具体的にどのようなリス ク評価等を行うべきなど、制度が曖 昧な状態で、ドローンの事業化、社 会実装に向けて条件を明確化する 必要がある。	国土交通省	・現状、無人航空機の飛行に当たっては、衝突を防止するため、第三 者又は第三者の物件と無人航空機との間に一定の距離(30m)を確 保して飛行させることを求めています、必要な安全確保措置を講じ た上で、個別に承認を受けることで、当該距離を確保せずに飛行させ ることは可能です。 また、人又は物件から30mの距離を確保せずに行う飛行であって、 飛行させる無人航空機の総重量が25kg未満の場合については、技能 証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させることに 加えて、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保す るために必要な措置を講じることにより、個別の承認を不要とするこ とができます。 ・さらに、人又は物件から30m未満の距離で飛行する場合の承認申請 において求められる要件については、「無人航空機の飛行に関する 許可・承認の審査要領(カテゴリーⅡ 飛行)」において、無人航空機に プロベラガードを装備することし、仮に装備できない場合は、第三者 が飛行経路下に入らないように監視及び注意喚起をする補助者を必 ず配置し、万が一第三者が飛行経路下に接近又は進入した場合は 操縦者に適切に助言を行い、飛行を中止する等適切な安全措置をと ること又は機体に設置されたカメラにより進行方向の飛行経路下に 第三者の立入りが無いことを確認したうえで飛行させ、万が一第三者が 飛行経路下に接近又は進入した場合は、飛行を中止する等適切な安 全措置をとること等、必要な要件をすでに明確に規定しております。 ・その上で、こうした要件のうち、特に事業化の支障になっているもの があれば個別にお伺いできればと考えております。	—	—	—
5	農林水産 業	福岡市	医療分野のイ ノベーション推 進に向けた規 制緩和	遺伝子組換え生物を用い た医薬品開発を迅速化 する。	カーボンニュートラルの実現に向け、近年増加 傾向にある建築物等・業務部門のCO2排出量 の3割を占めるビル空調の対策が重要。 第6次環境基本計画では、地中熱の利用を普 及促進し、持続可能な地下水の保全と利用を 推進するための方策に関する検討を進めるこ ととされ、第7次エネルギー基本計画では地中 熱等再生可能エネルギー熱は重要なエネ ルギー源と位置付けられ、面的な熱融通への 支援などにより導入を拡大することとされて いる。 この点において、ビルが密集する大都市の多く は沖積平野に位置し豊かな地下水資源に恵ま れており、そのエネルギー賦存量は本市の場 合で年間エネルギー消費量の約15%に相当 する。 以上のことから、地下水熱の空調利用は上記 計画の実現に資するばかりか、省エネによるコ スト削減及び関連業界(空調、温泉等)での産 業振興に貢献できる。 本規制改革が実現することで、事業開始ま での期間やコストが削減され、事業導入拡大が 見込まれる。	・遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の 多様性の確保に関する法律第十三条 「遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、 (中略)その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確 認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。」 ・経済産業省 FAQ(カルタヘナ法に基づく第二種使用 等(経済産業省所管分野)の拡散防止措置の確認申請 手続) 「20701(解説等)② 産業利用二種省令に基づく大臣 確認を他の道府県で受けているものについては、遺伝子 組換え生物等及び拡散防止措置に変更がなければ、 経済産業大臣に再度、確認申請をする必要はありません。」 ・厚生労働省 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に よる生物の多様性の確保に関する法律に基づく承認の 申請等の事務手続等に関する質疑応答集(Q&A) 「問29 第二種使用等に係る拡散防止措置について、既 に経済産業大臣等の確認を受けて製造・市販している ものを、医薬品等の原材料として転用する場合、改め て、厚生労働大臣の確認が必要か。 (答)転用するに当たって第二種使用等の内容が変わ らない場合は、改めて厚生労働大臣の確認を受ける必 要はない。」 ・一方、農林水産省においては特段規定がない。	農林水産省においても、すでに他 の大臣による産業利用二種省令に 基づく確認を受けた内容と変わらな い場合は、再度の確認申請を不要 とする。	農林水産省	既に他大臣の確認を受けている第二種使用等について、拡散防止措 置に変更がなければ、農林水産大臣の確認を改めて受ける必要はな いことについて、学識経験者の意見を聴取した上で、その結果につい てQ&Aに整理し、ウェブサイトを通じて周知する。	—	—	—

国家戦略特区等提案検討要請回答(令和7年度提案)

番号	分野	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	提案概要 (事業の構想・計画)	事業の必要性・背景や 期待される効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容・根拠法令	実現するために求めたい規制改革 の内容、当該規制改革によって生 じうる懸念の有無や代替措置	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再意見に 対する回答
6	都市再生	大阪市	ビル用水法に 関する技術的 基準の緩和	国家戦略特別区域法による特例措置(共同命令)において、導入予定地での実証試験を求められているところ、数値解析シミュレーション等の代替措置を提案する。	カーボンニュートラルの実現に向け、近年増加傾向にある建築物等・業務部門のCO2排出量の3割を占めるビル空調の対策が重要。第6次環境基本計画では、地中熱の利用を普及促進し、持続可能な地下水の保全と利用を推進するための方策に関する検討を進めることとされ、第7次エネルギー基本計画では地中熱等再生可能エネルギー熱は重要なエネルギー源と位置付けられ、面的な熱融通への支援などにより導入を拡大することとされている。この点において、ビルが密集する大都市の多くは沖積平野に位置し豊かな地下水資源に恵まれており、そのエネルギー賦存量は本市の場合で年間エネルギー消費量の約15%に相当する。以上のことから、地下水熱の空調利用は上記計画の実現に資するばかりか、省エネによるコスト削減及び関連業界(空調、鑿泉等)での産業振興に貢献できる。本規制改革が実現することで、事業毎の区域計画認定を経る必要がなく、より迅速な事業開始が見込まれる。	ビル用水法 ・国家戦略特別区域法による特例措置(共同命令)では、導入予定地で実質約1年間、事業規模の実証試験を要することとされており、導入拡大の支障となっている。 環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令：第二条第三号	ビル用水法 ・ビル用水法における地下水の採取について、数値解析シミュレーション等で地盤変動量に著しい変化が生じないことが確認できれば、実証試験と同等の確認ができたものとして、許可できる制度とする。	環境省	国家戦略特別区域法に基づく特例措置である実証試験については、本提案内容を含め技術的基準について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	環境省の回答では、「令和8年度中に結論を得る。」とあるが、今後のスケジュールはどのように想定しているのか教えてほしい。本市としては、遅くとも令和8年度中の改正、令和9年度当初からの施行を希望する。また、帯水層蓄熱システムの導入には、事前に導入予定地での地盤調査等が必要であることから、地盤調査の実施判断に資するよう、少なくとも令和7年度中に検討結果の公表を希望する。	環境省	技術的基準については、令和8年度中の改正、令和9年度当初の施行を想定して、現在必要な検討を行っており、令和7年度中の検討結果の公表は困難であるが、検討状況について自治体等に提供することは可能。
7	都市再生	大阪市	ビル用水法に 関する許可制 度について	国家戦略特別区域法による特例措置(共同命令)において、個別事業毎に区域計画の認定を求められているところ、都道府県知事(政令市長)の判断による許可制度を提案する。	カーボンニュートラルの実現に向け、近年増加傾向にある建築物等・業務部門のCO2排出量の3割を占めるビル空調の対策が重要。第6次環境基本計画では、地中熱の利用を普及促進し、持続可能な地下水の保全と利用を推進するための方策に関する検討を進めることとされ、第7次エネルギー基本計画では地中熱等再生可能エネルギー熱は重要なエネルギー源と位置付けられ、面的な熱融通への支援などにより導入を拡大することとされている。この点において、ビルが密集する大都市の多くは沖積平野に位置し豊かな地下水資源に恵まれており、そのエネルギー賦存量は本市の場合で年間エネルギー消費量の約15%に相当する。以上のことから、地下水熱の空調利用は上記計画の実現に資するばかりか、省エネによるコスト削減及び関連業界(空調、鑿泉等)での産業振興に貢献できる。本規制改革が実現することで、工業(熱供給業)用の地下水汲み上げ規制の緩和となり、より幅広い場面での事業活用が見込まれる。	ビル用水法 ・共同命令では、個別事業毎に区域計画の認定を要することから、事業計画の円滑な遂行に影響を及ぼす可能性がある。 環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令：第二条	ビル用水法 ・事業毎の区域計画認定を不要とし、都道府県知事(政令市長)の判断により許可できる制度とする。	環境省	ビル用水法に係る国家戦略特別区域法に基づく特例措置の見直し(番号6「各府省庁からの検討要請に対する回答」)の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。	環境省等の回答では、「特例措置の見直しの検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とあるが、今後のスケジュールについて教えてほしい。本市としては、上記と同様、遅くとも令和8年度中の改正、令和9年度当初からの施行を希望する。	環境省	ビル用水法に係る特例措置の見直しについては、令和8年度中の改正、令和9年度当初の施行を想定している。
8	都市再生	大阪市	工業用水法に 関する技術的 基準の緩和	工業用水法における地下水の採取について、特例措置はなく実質的に全面禁止と同等な基準となっているところ、ビル用水法と同様の規制緩和を提案する。	・日本では、海外と比較して医薬品開発に長い期間を要する。 ・その要因の一つとして、遺伝子組換え生物を開発に用いる場合、各省庁での審査に時間を要することがある。 ・遺伝子組換え生物の第二種使用においては、環境中への拡散を防止するため、分野に応じて主務大臣による拡散防止措置の確認が必要とされているが、各省庁による確認が一括化されていない。 ・すでに他の省庁にて確認を受けたのと同内容の使用を行う場合であっても、再度申請が必要になる場合があり、開発スピードの妨げとなっている。	工業用水法 ・工業用水法における地下水の採取については、特例措置はなく、実質的に全面禁止と同等な基準となっている。 工業用水法：第三条・第五条、同法施行令：第一条、同法施行規則：第四条	工業用水法 ・工業用水法における地下水の採取についても、地盤に及ぼす影響は建築物用と同様であることから、ビル用水法における特例措置と同様の措置を設けるとともに、導入予定地での実証試験を数値解析シミュレーション等で代替できる規定とし、事業毎の区域計画認定ではなく、都道府県知事(政令市長)の判断により許可できる制度とする。	経済産業省 環境省	ビル用水法に係る国家戦略特別区域法に基づく特例措置の見直し(番号6「各府省庁からの検討要請に対する回答」)の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。	環境省等の回答では、「特例措置の見直しの検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とあるが、今後のスケジュールについて教えてほしい。本市としては、ビル用水法及び工業用水法については、それぞれ規制対象となる地下水活用方法が異なるだけであり、地盤沈下防止を目的とする地下水採取規制の内容が一致していることから、ビル用水法と同時期もしくは、ビル用水法緩和後速やかな時期に緩和を希望する。	経済産業省 環境省	工業用水法の指定地域はビル用水法の指定地域より広範囲にわたるため、地域を広げた更なる検討が必要。そのため、令和9年度以降に速やかに必要な措置を講ずる。
9	農林水産業	福岡市	資源循環の促進に向けた規制緩和	市植物園において、市内事業者からビール醸造過程で発生した麦芽かすの寄付(無償譲渡)を受け、花壇の堆肥原料として活用したい。	・麦芽かすはその栄養価の高さから、堆肥原料や動物の飼料として有価で取引され活用される事例もある。 ・事業者としては、ビール醸造の副産物である麦芽かすを、資源循環・地域貢献の観点から、近隣に立地する市植物園に寄付したい。 ・市植物園としても、すでに堆肥づくりに取り組んでおり、栄養価の高い麦芽かすを活用することでより効果の高い堆肥ができることが期待される。	・行政処分の指針(令和3年4月14日環境省課長通知別添)4(2)廃棄物該当性の判断について①(中略)以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してそのものが有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。 エ 取引価値の有無占有者と取引の相手方との間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、(中略)当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること(中略)等の確認が必要であること。 ⇒無償かつ運送費等の諸経費を排出者側が負担すると、取引価値がないと判断され、廃棄物として処理が必要となる。	無償での譲受が非営利目的で、適正な処理が担保できる主体(自治体など)への資源循環を目的とした寄付(無償譲渡)については、「取引価値の有無」の判断基準を緩和し、「営利活動として合理的な額である必要」はないこととし、有価物として扱えることとする。	環境省	御認識のとおり、廃棄物該当性の判断に当たっては、令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について(通知)」において示した物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等の各種判断要素を総合的に勘案して判断すべきとしている。ただし、同通知において、これら各種判断要素は「一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたい」と示している。したがって、「取引価値の有無」の判断基準の緩和を要せず、無償での譲受が非営利目的であること及び適正な処理が担保できる主体への資源循環を目的とした譲渡であることを考慮し、廃棄物に該当しないと判断することは可能である。	—	—	—

番号	分野	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	提案概要 (事業の構想・計画)	事業の必要性・背景や 期待される効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容・根拠法令	実現するために求めたい規制改革 の内容、当該規制改革によって生 じうる懸念の有無や代替措置	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再意見に 対する回答
10	近未来技 術	・滝上町 ・札幌市 ・北海道	ドローンを活用 した緊急時に おけるヒグマ対策	○ヒグマによる人身事故 等の発生後、ヒグマが市 街地から逃げ出した際 に、当該ヒグマを迅速に 駆除し、住民の安全をい ちはやく確保するため、ド ローンによるヒグマの追 跡、捜索を行い、ハンター による駆除活動の迅速化 を図る。 ○また、ヒグマが人の日 常生活圏に出没した場合 や箱縄にクマがかかった 際も、クマの探索、追跡、 周囲の安全確認や緊急 銃猟での発砲に向けた安 全確認等にドローンを活 用することで市民の安全・ 安心の確保を図る。	○ヒグマ被害が発生した後、ドローンを活用し た追跡を可能とすることで、迅速なヒグマの駆 除につながり、結果として住民の安全、安心な 生活環境を維持することに寄与する。 ○また、捜索活動における省人化やハンター の安全確保にもつながる。	【航空法132条の92】 ○捜索、救助等のための特例として、航空法132条の 85、86の規制に係る特例が定められているが、この特 例に係る解釈として示されているものが人命の危機又は 財産の損傷を回避するための措置としながら、大規 模災害発生時の例のみが示され、ヒグマ等の鳥獣対策 が含まれているか曖昧な状態にある。	【規制改革の内容】 ○国交省「無人航空機に係る規制 の運用における解釈について」の 項目8、捜索、救助等のための特 例、の具体的な例として、ヒグマに よる人命の危機を回避するための 措置も含む旨、明記する。 【懸念の有無】 ○ヒグマ対策は、住民の安全確保 のためにも緊急性が高く、公共性も 高い行為であることから、特例の趣 旨にも合致しており、特段の懸念は ないものと考える。	国土交通省	航空法第132条の92については、国若しくは地方公共団体又はこれら の者の依頼を受けた者(以下「特例適用者」という。)が「航空機の事故 その他の事故に際し、捜索、救助の目的のために、無人航空機を飛 行させる場合に適用されるものとなります。しかしながら、特例適用者 が第一義的に負っている安全確保の責務を解除するものではなく、極 めて緊急性が高かつ公共性の高い行為であることから、救助等の 迅速化を図るため一部の規定について、その適用を除外しているも のとなります。そのため、特例適用者の責任において、その飛行に よって航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全 が損なわれないように、許可等を受けた場合と同程度の必要な安全 確保を自主的に行って、無人航空機を飛行させる必要がございます。 その上で、今般ご提案頂いている、ヒグマによる人命の危機を回避す るために、無人航空機を飛行させる場合については、航空法第132条 の92で定める、特例適用者が事故に際し、捜索、救助の目的のため 無人航空機を飛行させる場合に該当する可能性が十分想定されるこ とから、その旨を明確化すべく、2025年中に必要な措置を講じます。 なお、この間、当該提案内容と類似する事例についての疑義がある 場合には、ご相談ください。	—	—	—
11	医療	一般社団法人長 野市医師会	看護師養成機 関における教 員の柔軟な配 置	看護師養成3年課程及 び同2年課程を併設して いる看護専門学校におい ては、保健師助産師看護 師学校養成所指定規則 第4条第1項第4号及び第 2項第4号の規定に基づく 専任教員の兼務を可とし て、配置数を柔軟に設定 することができる。 これに伴い、看護師等 養成所の運営に関する指 導ガイドラインの第5の第 1項専任教員及び教務主 任の第6号「教員は、1の 養成所の1の課程に限り 専任教員になることがで きること。」に関しても適用 しないこととする。	看護専門学校への入学者が、2020年度以降 減少傾向となり、定員割れの状況が続き、学 校運営の効率化が求められている。その中 で、看護師養成3年課程と2年課程において は、同じ履修科目を担当する専任教員をそれ ぞれ配置し、なお且つ、別々に授業を行うこ ととなり、非効率的な状況となっている。 両課程を兼務することにより、効率的な授業 の実施と人員の削減につながり、学校運営の 健全化につながる。	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1 項第4号「別表三に掲げる各教育内容を教授するの に適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師 の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一 人は教務に関する主任者であること。」 同法第4条第2項第4号「別表三の二に掲げる各教育 内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち 七人以上(通信制の課程においては、十人以上(当該 課程の入学定員又は入所定員が三百人以下である場 合にあつては、八人以上))は看護師の資格を有する 専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関す る主任者であること。」	看護師養成3年課程及び同2年課 程を併設している看護専門学校に おいて、それぞれの課程における 学生数が定員の8割を下回る場合 には、専任教員の兼務を可として、 教育効果が十分得られると判断で きる教員数の配置とすることができ る。このことにより、学校運営の効 率化を図り、経営の安定を実現す る。 ただし、特性から学習に困難を生 じる学生もあり、専任教員の減少 は、学生指導の点では、不都合が 生じ得る。	厚生労働省 文部科学省	各課程で必要となる専任教員の数は、保健師助産師看護師学校養 成所指定規則第4条第1項第4号において「別表三に掲げる各教育内 容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護 師の資格を有する専任教員」、また同法第4条第2項第4号において 「別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有 し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員」と規 定されており、それぞれの課程で必要数を満たす必要がある。 看護師養成所としての教育は課程ごとに行われており、教室や定員 等についても別々に必要とされていることから、専任教員も課程ごと に指定規則で定められた数の教員を配置することが求められる。 そのため2年課程と3年課程の専任教員が兼任となった場合には2 課程分(2倍)の業務が発生することになり、教員の負担につながるこ とが懸念されるため、ご提案にお応えすることは困難である。	—	—	—